

令和7年度 第2回 銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会議録

1 日 時 令和7年12月23日（火） 午後1時30分～午後2時15分

2 場 所 銚子市役所3階 庁議室

3 出席者

(1) 委員

坂尾 清志委員、田村 好美委員、柏熊 聖子委員、宇澤 園子委員、
間山 春樹委員、高橋 宏資委員、浪川 秀樹委員、佐野 久子委員、
野口 光男委員、齋藤 隆広委員

(2) 事務局

越川市長、飯森市民課長、野口保険年金室長、白土主査、高木副主査

4 傍聴者 1名

5 会議次第

(1) 訪問書の提出

(2) 開会

(3) 議事

議題 銚子市国民健康保険料の見直しについて（諮問）

(4) 閉会

6 会議概要

高木副主査	本日はお忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。 開会前に、委員の皆様には携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。 続けて、本日の会議資料の確認をさせていただきます。あらかじめ、配付いたしました、会議次第、説明資料、こども家庭庁資料、資料1、資料2、資料3、参考資料1-1、1-2、2-1、2-2、2-3でございます。お持ちでない方は、お声かけ願います。 それでは、ただいまから令和7年度第2回国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。なお、兒玉委員、宮内委員、石毛委員から、所用のため欠席とのご連絡をいただきしており、本日の出席委員は10名です。銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第6条第1項の規定により、本日の会議は成立しましたことをご報告いたします。また、本日の会議は、これまでと同様に会議録を
-------	--

	作成し、市のホームページで公表いたしますので、ご了承願います。続きまして、本日の協議会で、銚子市国民健康保険料の見直しについて、諮問をさせていただきます。それでは、銚子市長から諮問書を提出いたします。
	【諮問書の提出】
高木副主査	次に越川市長からご挨拶を申し上げます。
越川市長	<p>皆さん、こんにちは。師走の大変お忙しい中、国保運営協議会にご出席をいただきましてありがとうございます。今年もあとわずかとなりましたけれども、銚子市にとっても様々な出来事がございました。洋上風力発電からの三菱商事グループの撤退であるとか、千葉科学大学の設置者変更によります、私立大学として存続することもございました。また、嬉しいニュースとしては、銚子漁港の水揚げ量が3年ぶりに日本一になるということが確実でありますし、銚子市のふるさと納税も大変大きく拡大してまいりました。</p> <p>一方で、依然として物価の高騰が続いておりますけれども、物価高騰の中で市民生活を支援するため、現在、国の重点支援、地方交付金などを用いた市としての具体策を取りまとめている状況にあります。迅速に予算を編成いたしまして、市民生活を支援してまいります。銚子市の国保財政はこれまで述べてまいりましたように、平成28年度から令和3年度まで実質的な赤字となります、繰上充用が発生しておりましたけれども、令和4年度にこの繰上充用を解消し、その後は発生しておりません。現在は、安定的な国保運営を図るため、県への納付金額に合わせて、毎年度、保険料率を見直す方針を定めております。ただいま諮問させていただきましたように、先般、県から仮算定の納付金額が示されましたので、令和8年度の保険料率についてご議論をいただき、意見の提出をお願いいたします。活発なご意見、ご議論をお願いし、挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
高木副主査	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第3条第5項の規定により、会長が議長となることとなっておりますので、野口会長からごあいさつと開会宣言をお願いいたします。</p>
野口会長	<p>皆さん、こんにちは。大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。それから、市長からお話もありましたとおり、今、大変物価高ということで、生活の厳しい方も多数いらっしゃると思います。今回、銚子市国民健康保険の保険料率の見直しということで、先ほど、銚子市国民健康保険料の見直しについての諮問を受けたところです。委員の皆様には、険料率改定の重要な案件でござりますので、慎重かつ適正な審議をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、ただいまから銚子市国民健康保険事業の運営に関する協</p>

	議会を開催いたします。議事に入る前に会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、宇澤委員と齋藤委員にお願いいたします。また、当協議会の傍聴を希望する方がおりますので、他の協議会の例にならい、傍聴を許可してよろしいでしょうか。
委員	【異議なし】
野口会長	<p>ありがとうございます。それでは、傍聴人を入室させてください。 (傍聴人入室)</p> <p>傍聴人に申し上げます。会議の妨害となるような発言、行為等を行った場合には、退場を命ずることもありますので、あらかじめ申し上げておきます。また、写真、録音等については、ご遠慮願います。なお、携帯電話は、あらかじめ電源を切るなど、会議の妨害とならないよう、お願いいいたします。</p> <p>それでは、ただ今から議事に入らせていただきます。議題 銚子市国民健康保険料の見直しについて、事務局の説明を求めます。</p>
白土主査	<p>それでは、議事であります、国民健康保険の見直しについて具体的にご説明する前に、まず、料率見直しの参考とする、県から示される標準保険料率の算定方法について説明いたします。参考資料 1-2 の資料をご覧ください。①から説明します。まずははじめに、県が国民健康保険の保険給付費の総額を算出します。そこから前期高齢者交付金や国保事業総額に対して一定の割合で貰える国からの補助金、公費等を差し引きます。その残りが、市町村の納付金の算定基礎額となります。次の②では、①で算出した納付金額を各市町村の状況に応じて配分します。配分は、市町村それぞれの被保険者数、所得額、被保険者 1 人あたりにかかる医療費などを基に算定します。ただし、この医療費水準によって納付金額が影響を受けるのは公平ではないということで、反映する率を段階的に減らし、令和 11 年度の算定時には、医療費水準は反映しない方針です。これを、納付金ベースの統一と言っています。次の③では、②で算定した各市町村の納付金額にその各市町村の特定健診などの保健事業などに係る経費を加算し、逆に保険者支援金制度によって貰える経費を差し引きます。この額が、保険料で徴収する総額となります。ただ、徴収率 100% とはいかないで、次の④では、③の保険料の総額に市町村の標準的な収納率を割り戻して賦課する額を計算します。次の⑤では、④で算出した額を確保するため、所得や被保険者数を勘案し、市町村ごとに応じた標準保険料率を 2 方式で作成し、これを市町村に対し示します。各市町村は、県に納める納付金を確実に集め、さらに市町村独自の保健事業の費用などを賄うために、県から示された納付金額と、市町村標準保険料率を参考にして、保険料率の見直しを行うこととなります。千葉県では、県内どこに住んでも同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料負担となる完全統一の時期の目標を令和 15 年度としています。ただ</p>

	し、各市町村によって事情があり、保険料を完全統一するには影響が大きい課題があるため、県が取り纏めて協議しているところではあります、なかなか厳しい状況のようです。今後、統一に向けてどのように料率を見直していくのか、また、県から示された完全統一時の料率で試算した結果などについては、この後の令和 8 年度の料率見直しの説明の中で触れさせていただきます。以上、簡単ではありますが説明は以上です。
野口会長	要約すると、やはり収納率が上がらないとまずいということですね。令和 15 年というと少し先なのですが、いずれにしてもそうなることは確実だということで、皆さんに周知していただければということですね。ありがとうございます。 それでは引き続き、見直しについて説明をお願いします。
野口室長	続きまして、銚子市国民健康保険料の見直しについて、お配りしました資料に沿って説明いたします。まず最初に、子ども家庭庁資料をご覧ください。来年度の国保の保険料から、子ども・子育て支援金分の徴収が始まります。この、子ども・子育て支援金制度は、国が、少子化対策を強化するための財源を確保することを目的として、医療保険から徴収することに決めた新しい取り組みです。この支援金分が国保の保険料から新規に徴収されることになります。これは、将来にわたる子どもたちの健やかな成長と、子育て世帯へのより手厚い支援を行うための財源とするもので、資料に書かれていますように、児童手当のほか、各種給付制度に充てられます。資料の 2 枚目のスケジュール表の下の行には、この支援金の額が段階的に引き上げられる予定であることが記載されています。ただし、この制度の主旨を鑑み、18 歳になる年の年度末までの子ども、高校 3 年生までについては、子ども・子育て支援金分の均等割は減額することになっております。 続きまして、資料 1 をご覧ください。県から示された令和 8 年度の標準保険料率を勘案し、保険料率の見直しとして作成した改定案①②③の料率を比較した表になります。右側の表には県が示した市町村保険料率の市 2 方式と県内完全統一の県 2 方式の標準保険料率を参考に載せました。2 方式とは、均等割と所得割の 2 種類で保険料を計算するものです。県内統一の賦課方式はこの 2 方式で協議しています。銚子市は 3 方式の平等割、均等割、所得割で賦課徴収しています。今回作成しました改定案は 3 方式にしました。ピンク色の改定案①は、物価高騰による家計への影響に配慮しまして、医療給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の料率は現行の料率のまま変えず、据え置きとし、令和 8 年度から賦課徴収が始まる子ども・子育て支援金分を、県が示した料率にしました。また、子ども分の均等割の 100 円未満は切り捨てとして賦課徴収する案としました。黄色

の改正案②は、県が示した本市の市町村標準保険料率、市 2 方式の所得割の率とし、平等割と均等割は本市の賦課方式、3 方式に馴染むよう調整して算出した案です。所得割の料率が現行よりも高くなつた分、平等割を 1,000 円下げ、均等割の医療・後期・介護・子どもの合計では 1,000 円下げました。水色の改正案③は、県が示した完全統一の標準保険料率、県 2 方式の所得割の率とし、平等割と均等割は本市の賦課方式、3 方式に馴染むよう調整して算出した案です。平等割を 4,000 円下げ、均等割の医療・後期・介護・子どもの合計では 1,000 円下げたものです。先ほど、説明しましたとおり、県内の統一保険料率は、世帯ごとにかかる平等割分がない 2 方式とすることで、協議が進められています。本市は 3 方式ですから、この平等割額を少しずつ減額していくながら 2 方式に寄せていくたいと考えています。現行の平等割の額 25,000 円を上回らないよう、改定案②では 1,000 円下げ 24,000 円にし、改定案③では 4,000 円下げ 21,000 円にしたものです。今後、保険料率の県内完全統一に向けて、料金見直しは、平等割額を段階的に減らしていく方向にしたいと考えています。千葉県が統一保険料の賦課方式を 2 方式とする理由は、近年、1 世帯当たりの被保険者数が減少傾向にあり、今後も減少する見込みであることから、平等割がある事によって、保険料負担が軽減となる被保険者数が多い世帯が減少しているためだとしています。

資料 2 をご覧ください。令和 8 年度国民健康保険料率改定に係る試算表です。上の表の右下に記載の必要額 (A) の太文字の数字が、県から示された納付金を納めるために必要となる保険料収入額、17 億 7,642 万 9,495 円です。真ん中の表、令和 8 年度国民健康保険料率比較表は、改定案①②③で試算した保険料の収入見込み額を比較したものです。改定案①②③の保険料の収入見込み額 (B) と必要額 (A) の約 17 億 7,700 万円との差額は、左側の緑色のところに記載のとおり改定案①は約 6,000 万円、改定案②は約 6,400 万円、改定案③では約 7,000 万円です。3 つの改定案の保険料収入見込額 (B) は、必要額 (A) 17 億 7,000 万円を全て上回っています。ただし、この収入見込み額は、今年の 11 月現在の国保の被保険者のデータで計算していますので、来年度の被保険者数や来年の所得申告の状況によっては見込み額が変動します。本市の被保険者数は減少傾向にありますので、どのくらいになるか分かりませが、この見込み額よりは減少することが予想されます。参考で載せました一番下の表、千葉県標準保険料率 (2 方式) は、県が示した完全統一、2 方式の料率で試算したものです。料率の完全統一時には、このぐらい約 19 億 5,000 万円の保険料収入が求められることになります。

資料 3 をご覧ください。これは、改定案①②③の料率で、各世帯ⒶⒷⒸのケースで算出した場合の保険料の比較です。料金の比較のた

	<p>め介護保険料の徴収対象である 40 歳以上を例としまして、具体的な世帯構成で試算してみたものです。収入は 200 万、500 万円、700 万円の 3 パターンで計算しました。ⒶⒷは給与所得、Ⓑは年金所得で計算したもので、給与収入と年金収入では基礎控除額が違うため、Ⓑの前年所得額はⒶⒷの額とは異なります。また、18 歳になる年の年度末までの子ども、高校 3 年生までの子どもに対しては、子ども・子育て支援金分は減額される措置が取られますので、その分を反映させて試算しております。右側の現行との差額をご覧ください。改定案①の差額は、子ども・子育て支援金分の追加分のみの増です。改定案②③では、平等割を現行の額から下げても、それ以上に所得割の料率が高いことが影響し増額となります。参考資料 2-1、2-2、2-3 については、現行と改定案①②③を 6 種類の試算条件で料金を比較したものです。保険料の均等割・平等割の軽減対象となる所得層には軽減割合に応じて色づけしてあります。軽減世帯の保険料はどうなるのか、所得額が高くなるにつれてどのくらい保険料が増えるのかを試算し比較した表となっております。以上で議事の説明を終わります。</p>
野口会長	ありがとうございます。それでは事務局からの説明を受けまして、委員の皆さんからご意見、ご質問ございましたらお願ひします。
宇澤委員	資料 2 の保険料総額から計算した必要額で、一番上は大体 93.5% ぐらいの収納率で計算されていると思うのですが、下は 93.8% と微妙に上がっている。3 年平均の収納率を使いましたという資料が入っていたのですが、これが実額ということでおろしいでしょうか。このぐらいの収納率だったということですか。
白土主査	収納率は昨年が 94.09% なので、ほぼ同じぐらいの数字になるとは見込んでいます。
宇澤委員	上が 93.53% で計算しているというのは?
白土主査	上は県の方で示された収納率になります。
宇澤委員	わかりました。
齋藤委員	前回の協議会の時に令和 7 年度の予算とかが出ていたと思うのですが、財政調整基金で 4,000 万円ぐらいの貯金ができているというような話があって、それが適正水準ぐらいなんじゃないですか、みたいな話をしたと思います。その上で、資料 2 の(B)-(A) は、3 パターンあって、6,000 万円から 7,000 万円くらいの余裕があるのではないかという書き方だと思うのですけれど、健康保険料を、毎年見直せるようになり、この仕組み自体はそんなに破綻しないのではないかという流れになってきていると思うのですけれど、あえて財政調整基金が 4,000 万円ちょっとと、5,000 万円弱くらいある中で、これより下げるということはできない見込みなんですか?
白土主査	そうですね。最終的には、資料 2 の一番下の【参考】が県内統一の保

	険料率になりますので、やはり、どこの市町村も段階的に上げている状況なんですね。なので、県内統一を見据えると、保険料率を下げるということは難しいと考えています。
飯森課長	財政調整基金自体は、今年度末の見込みで 1 億 2,000 万円程度が確保できるのではないかと思っております。その上で、財政調整基金がいくらくらいあれば安定的な運営といえるか、というお話になるとおもうのですけれど、市としては、今後、被保険者数の減少も見込まれますし、毎年変動する被保険者の所得に対してかけていくものですから、およそ 2 億円程度は常に確保しておきたいと考えております。
齋藤委員	この会計は特別会計で、他の予算に付け替えができないものだと思うのですが、資料 2 の一番下の県標準保険料率の 1 億 7,000 万円ぐらいが、今後、毎年余っていくようになり、それはこの間の議論でいうと、保険料率を見直せる仕組みになっているので、余ったら還元という形になっていくのではないかと思ったんですけど、最終的に千葉県標準保険料率になれば、毎年それが積み重なっていくというイメージでよろしいでしょうか。
野口会長	資料 2 の【参考】の（保険料収入見込額）19 億 5,400 万円というのは、このままいくと、銚子市はこの額を納めなければならないということだよね。
野口室長	そうです。
野口会長	だから、今現在、銚子市の必要額は 17 億 7,000 万円で差があるんだけれど、徐々に 19 億 5,000 万円の方に移行していくんだよね。だから、市としては、財政調整基金はあるけれど、もう少し貯めておかないといけない。まして銚子市の場合は 3 方式を選んでいるけれど、県は 2 方式であると。3 方式から 2 方式に変わった時に計算的に今までの保険料率でやっていると相当（収入見込額が）落ちてしまう。だから上げざるを得ないんだけど、それを急激に上げることができないとするならば、財政調整基金をある程度積んでおけばならないというのが市の考え方でよろしいですか。
飯森課長	その通りです。 齋藤委員がおっしゃるように貯めたお金は国保の被保険者に使うお金ですので、（保険料を）上げていく段階で、急激に上がる 것을避けるための調整弁としても使えるかなというふうに思います。
齋藤委員	わかりました。
野口会長	今回の改定案①②③すべてそうですけれども、子ども分の約 4,960 万円が新たに発生するという考え方でよろしいですね。
野口室長	そうです。
佐野委員	事前に資料をいただいた時に見た時には、やはり案①でいいのではないかと。来年度、子ども分が増えるというそこの部分だけの改定で。一番負担が少ないのでいいのではないかと資料をいただいた段階で

	は思っていたのですが、今、説明をお聞きしていて、2方式に寄せて いきたいという考え方があるということで、そこら辺の絡みを考える と、単純に負担が少ないからという理由で改定案①を選んでいいの かなと。
野口会長	なるほど、佐野委員から改定案①について意見がありましたけれど も、他に委員の中でご意見ございませんか。
宇澤委員	この資料の中にもあったように、所得割は応能負担ですよね。所得の ある方が高い保険料を払う。均等割は応益負担になるので。今後、所 得がどのくらい差が出てくるのか。多分、給付としては高齢者が増え てくるので、給付額は増えるから、県に納付する額は一定以上はかか ってきます。だけど、集める方は、所得が低くなればどうしても集ま りにくい。そうなった時にバランス取っていくための施策だと思う んですけど、まして今度は所得税のほうの改正もあって、所得控除 なり何なりが変わってきますので、そうすると全体の所得金額が下 がってきちゃいますよね。そうすると、例えば所得割を今のままにす ると多分見込みよりも下がると思う。そうすると均等割に重さが出て きてしまうという考え方もあるんじやないかと。だから所得割が 応能負担と考えれば、所得割を少し上げておいて、逆に均等割ってい うものを下げる、低所得者は多分その方が有利になるんじやない のかなと思うんですけどいかがでしょうか。
野口室長	まさに低所得者の方にとって、応能負担は有利に働きますので、そ うした方が低所得者にとっては優位になるのかなと思います。
宇澤委員	私も最初は改定案①でいいのかなと思ったんですね。料率変更はし なくて。ただ、均等割、平等割のバランスを考えたときに、今後、所 得自体が下がってくるので、それでも保険料を確保しなければいけ ないという考え方でいくと、ある程度、応益負担を減らして応能負担 を上げていく方がいいんじゃないかという風に考えられる。私はそ ういう意見で①以外を検討して②、③のどっちがいいかという考 え方に偏っています。
野口会長	改定案①は、現行にただ子ども分が乗ったということですね。②、③ については所得割を増やして、均等割、平等割は下げてというところ ですね。ですが、先ほどもお話したとおり、物価もかなり高騰して いますので、なるべく変化しないのが良いのかなと。とは言っても、 子ども分だけは増加してしまいますので。これは国の施策なので、そ の分は増えてしまうというところです。 佐野委員からお話がありました改定案①、宇澤委員から別の案もど うかという話ですが、今回、結論を出すということですが、所得割に ついては1年ごとにこの協議会で保険料率について改定をいたします ので、そういう意味では、今回、佐野委員からお話がありました改 定案①はどうでしょうか、というところなんですが、他にご意見ござ

	いましたらお願ひします。
飯森課長	<p>あくまで試算ではあるのですが、お配りした参考資料 2-1、2-2、2-3 の表の中の一番右側に、各所得によって保険料がどれくらい上がるかというものが記載されております。2-1 が改定案①のもの、2-2 は改定案②のもの、2-3 は改定案③のものとなっておりまして、2-1 ですと、先ほどお話しがあったように、満遍なく少しづつ負担が増える感じです。今までの分に子ども子育て分が乗るだけですので。2-2、2-3 ですと、やはり、応能分の率を多少変えますので、2-3 ですと、所得の低い方はむしろマイナスになるような形になります。</p> <p>あとは改定する理由ですが、市としては被保険者の方にお伝えするわけなんですけれども、その際に、新しく始まった子ども子育てという制度分を負担していただくという話と、率を県統一に寄せていくという話の同時進行だと、やや話が複雑になるかなという議論も市の方でいたしました。令和 15 年までのスパンで寄せていくという中で、今年度はひとまず、子ども子育て分だけ追加し、翌年度から応能割の分を変えていこうと思っていた部分もございました。</p> <p>やはり今の 3 方式を 2 方式に寄せていくということになりますと、平等割という部分はいずれなくなるという考えでいかなくてはいけませんので、料率を考える際に平等割という部分は段階的に減らしていくことになると、今のところ考えております。</p>
野口会長	保険料の上限はどれくらいになったんですか。
野口室長	1 万円増えまして、110 万円になりました。
野口会長	それによって増える保険料というのはどのくらいですか。
野口室長	思ったより差がなくて、改定案①で計算すると 360 万円、②の方が 359 万円、③の方が 300 万円とあまり変わらないです。
野口会長	<p>わかりました。</p> <p>それでは他にご意見等ございませんか。なければ、先ほど佐野委員からもお話がありましたが、改定案①ですね。こちらで決めたいと思うのですがよろしいでしょうか。異議がある方はいらっしゃいますか。(異議はなし)</p> <p>それでは改定案①ということで決めたいと思います。ありがとうございました。以上で、銚子市国民健康保険料の見直しについての議事を終わります。その他、事務局から何かありますか。</p>
野口室長	本日、いただきました皆様のご意見を会長、副会長を中心に取りまとめまして、答申の案を事務局が作成する予定としております。ご協力をお願いします。答申をいただくのは次の第 3 回の会議です。日時については、会議の終了後に事務局の方から報告させていただきますので、よろしくお願ひいたします。
野口会長	今の説明で委員の皆様よろしいですか。はい。それでは、これをもちまして議事は全て終了いたしましたので、本日の協議会を閉会いた

	します。議事運営にご協力いただきましてありがとうございました。
高木副主査	野口会長、議事進行ありがとうございました。以上をもちまして、令和7年度第2回銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会を終了いたします。今年度の運営協議会については、先ほど、会議の中でも説明がありましたが、後1回、開催を予定しております。日については2月10日(火)15時からを候補日としております。正式に決まりましたら、改めて通知をさせていただきます。本日は、お忙しいところ、ありがとうございました。

令和　年　月　日

会　　長

署名委員

署名委員